

国家資格の受験資格取得 のための要件について

言語聴覚士の受験資格に関する法制定時の考え方

言語及び聴覚に障害を持つ者に対して訓練等の業務を行う者（いわゆるST）の資格化に関する懇談会報告書（平成9年4月24日）参考

業務形態からみた養成の時間と内容

言語機能又は聴覚に係るリハビリテーションを必要とする者（障害の分類）

音声障害、脳性麻痺による言語障害、言語発達遅滞、失語症、吃音、構音障害、聴覚障害

- ◆ 言語機能及び聴覚についてのリハビリテーション業務には、嚥下訓練や人工内耳の調整など診療の補助行為として行うべき行為が含まれているため、医師・看護師が行うか、又は業務から診療の補助行為を除いて行う必要があった。前者の場合には人材の確保の問題があり、後者の場合には実施される内容が不十分になる問題が生じていたことから、法制化による対応が行われた。
- ◆ これらの業務は、専門分野における医学的な知識とともに、社会的環境との相互作用及び心身との相関という観点から、言語機能等の障害を総合的に捉える能力が要求される。そのためには、生理学、音声学、言語学の他に心理学や人間発達学などの修得が必要とされるが、その履修には臨床実習も含めて、およそ3,000時間の養成時間が必要であると議論され、その他の医療関係職種の資格と比較からすれば、3年間での修得が可能であると結論付けられた。



資格取得要件の考え方

基本的な養成課程

- 法33条第1号 言語聴覚士に求められる知識などの養成に要する期間は、上記の通り、およそ3,000時間程度と考えられ、理学療法士等の他の医療関係職種についても、高等学校卒業後3年以上の養成を原則としているから、言語聴覚士についても養成所等において3年以上の教育を行うことが適当である。
- 法33条第4号 また、言語聴覚士に必要な知識及び技能の修得は、必ずしも専門の学部で行う必要はなく、様々な学部の卒業生が資格試験を受験できるようにすることが適当であることから、4年制大学において言語聴覚士の養成を行う際には、特に学部の限定はせず、指定科目を履修して卒業した者に対して、受験資格を認めることとする。

応用的な養成課程

- 法33条第5号 上記のような言語聴覚士の養成課程をもたない一般の大学を卒業した者は、既に大学において基本的な教養は身につけており、2年制の養成課程による養成施設を卒業することにより、受験資格を認めることとすることが適当である。
- 法33条第2号、第3号 また、大学や他の医療関係職種の養成所等において、一定の科目を履修した者については、養成施設での修業期間を短縮し、受験資格の多様化を図っていくこととする。
※特に職種によって重複する科目が多いため、これを考慮した修業年限となるよう考慮する（看護大学のカリキュラムとの重複は8割方）。

法(※1)第33条第1号

文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した言語聴覚士養成所（以下「**指定施設**」という。）において、**3年以上** 言語聴覚士として必要な知識・技能を修得したもの

法第33条第2号

大学、高専、施行規則(※2)第14条で定める学校、文教研修施設、養成所において**2年**（高専は**5年**）**以上**修業し、かつ、**告示225号(※3)**で定める科目を修めた者

＜告示225号で定める科目＞

- 1. 人文科学のうち2科目
- 2. 社会科学のうち2科目
- 3. 自然科学のうち2科目
- 4. 外国語
- 5. 保健体育
- 6. 以下の科目のうち**8科目**
 - 基礎医学、臨床医学、臨床歯科医学、音声・言語・聴覚医学、臨床心理学、生涯発達心理学、学習・認知心理学、言語学、音声学、言語発達学、音響学、社会福祉・教育、言語聴覚障害学総論、失語・高次脳機能障害学、言語発達障害学、発声発語・嚥下障害学、聴覚障害学

指定施設にて、**1年以上** 言語聴覚士として必要な知識・技能**※6**を修得したもの

※6 第33条第1号の**基礎分野12単位、選択必須分野8単位を除いた**教育内容（指定規則(※7)第4条第2項第3号）

法第33条第3号

大学、高専、施行規則(※2)第15条で定める学校、文教研修施設、養成所において**1年**（高専は**4年**）**以上**修業し、かつ、**告示226号(※4)**で定める科目を修めた者

＜告示226号で定める科目＞

- 1. 人文科学のうち2科目
- 2. 社会科学のうち2科目
- 3. 自然科学のうち2科目
- 4. 外国語
- 5. 保健体育
- 6. 以下の科目のうち**4科目**
 - 基礎医学、臨床医学、臨床歯科医学、音声・言語・聴覚医学、臨床心理学、生涯発達心理学、学習・認知心理学、言語学、音声学、言語発達学、音響学、社会福祉・教育

指定施設にて、**2年以上** 言語聴覚士として必要な知識・技能**※6**を修得したもの

※6 第33条第1号の**基礎分野12単位、選択必須分野8単位を除いた**教育内容（指定規則(※7)第4条第3項第3号）

法第33条第4号

大学において、**告示227号(※5)**で定める以下の科目を修めて卒業した者（以下「**指定科目履修施設**」という。）

- 基礎医学、臨床医学、臨床歯科医学、音声・言語・聴覚医学、臨床心理学、生涯発達心理学、学習・認知心理学、言語学、音声学、言語発達学、音響学、社会福祉・教育、言語聴覚障害学総論、失語・高次脳機能障害学、言語発達障害学、発声発語・嚥下障害学、聴覚障害学、臨床実習

法第33条第5号

- ・大学を卒業した者
- ・施行規則(※2)第17条で定める者及び準ずる者

指定施設にて、**2年以上** 言語聴覚士として必要な知識・技能**※6**を修得したもの
※6 第33条第1号の**基礎分野12単位、選択必須分野8単位を除いた**教育内容（指定規則(※7)第4条第4項第2号）

法第33条第6号

- ・外国の法第2条に規定する言語聴覚士の業務に関する学校又は養成所を卒業した者
- ・外国で言語聴覚士の免許に相当する免許を受けた者

大臣認定

法附則第2条該当者

- 言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得させる学校又は養成所であって、文部大臣又は厚生大臣が指定したもののにおいて、
- ・法施行の際（平成10年9月1日）現に言語聴覚士として必要な知識及び技能の修得を終えている者
 - ・法施行の際（平成10年9月1日）現に言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得中であり、その修得をこの法施行後に終えた者

言語聴覚士国家試験

※1 言語聴覚士法（平成9年法律第132号）※2 言語聴覚士法施行規則（平成10年厚生省令第74号）※3 言語聴覚士法第33条第2号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目（平成10年厚生省告示第225号）※4 言語聴覚士法第33条第3号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目（平成10年厚生省告示第226号）※5 言語聴覚士法第33条第4号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する科目（平成10年厚生省告示第227号）※6 言語聴覚士学校養成所指定規則（平成10年文部省令・厚生省令第2号）

指定基準

指定規則第4条第1項

- 1 学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することができる者(法第33条第1号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第2項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)又は言語聴覚士法施行規則(平成10年厚生省令第74号。以下「規則」という。)第13条各号に掲げる者であることを入学又は入所の資格とするものであること。
- 2 修業年限は、**3年以上**であること。
- 3 教育の内容は、**別表第1**に定めるもの以上であること。
- 4 **別表第1**に掲げる各科目を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち5人(1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあつては、1学級増すごとに3を加えた数)以上は医師、歯科医師、言語聴覚士又はこれと同等以上の学識経験を有する者(以下「医師等」という。)である専任教員であること。ただし、医師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては3人(1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあつては、1学級増すごとに1を加えた数)、その翌年度にあつては4人(1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあつては、1学級増すごとに2を加えた数)とすることができる。
- 5 専任教員のうち少なくとも3人は、免許を受けた後法第2条に規定する業務を5年以上業として行った言語聴覚士(以下「業務経験5年以上の言語聴覚士」という。)であること。ただし、業務経験5年以上の言語聴覚士である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては1人、その翌年度にあつては2人とすることができる。
- 6 1学級の定員は、10人以上40人以下であること。
- 7 同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。
- 8 適当な広さの専用の実習室及び図書室を有すること。
- 9 教育上必要な機械器具、模型及び図書を有すること。
- 10 臨床実習を行うのに適当な病院、診療所その他の施設を実習施設として利用し得ること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
- 11 前号の実習施設として利用する施設は、実習用設備として必要なものを有するものであること。
- 12 専任の事務職員を有すること。
- 13 管理及び維持経営の方法が確実であること。

○別表第1

教育内容	基礎分野					専門基礎分野										専門分野					選択必修分野	合計	
	人文科学2科目	社会科学2科目	自然科学2科目	外国語	保健体育	基礎医学	臨床医学	臨床歯科医学	音声・言語・聴覚医学	心理学	言語学	音声学	音響学	言語発達学	社会福祉・教育	言語聴覚障害学総論	失語・高次脳機能障害学	言語発達障害学	発声発語・嚥下障害学	聴覚障害学			臨床実習
単位数	2	2	2	4	2	3	6	1	3	7	2	2	2	1	2	4	6	6	9	7	12	8	93
備考	1科目は統計学とすること					医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む	口腔外科学を含む	内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む	神経系の構造、機能及び病態を含む	心理測定法を含む			聴覚心理学を含む		社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む			脳性麻痺及び学習障害を含む	吃音を含む	聴力検査並びに補聴器及び人工内耳を含む	実習時間の3分の2以上は病院又は診療所において行うこと	専門基礎分野又は専門分野を中心として講義又は実習を行うこと	

備考

- 1 単位の計算の方法は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項の規定の例による。
- 2 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は言語聴覚士法施行規則第15条に定める学校、文教研修施設若しくは養成所において既に履修した科目については、免除することができる。
- 3 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習12単位以上及び臨床実習以外の教育内容81単位以上（うち基礎分野12単位以上、専門基礎分野29単位以上、専門分野32単位以上及び選択必修分野8単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。
- 4 学校教育法に基づく大学は、基礎分野については、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

社会のリカレント教育推進の視点から、大学の学部を必ずしも卒業せずに言語聴覚領域を専門とする大学院に入学する場合や、いくつかの養成所等の在籍歴から結果として言語聴覚士の養成に当たり厚生労働大臣の指定する科目が履修済みとなっている場合があり得る。昨今の国家試験において、以下の事例が法第33条第4号としての受験申請があったことから、今後も想定されるケースごとに考え方の整理を行う。

- 事 例**
- (例1) A大学看護学部を卒業した後、B大学大学院言語聴覚研究コースの課程を修了。
- (例2) 歯科衛生士養成教育をC短期大学(3年)で受けて卒業後、歯科衛生士として臨床従事し、D大学院の口腔生命福祉学専攻(2年)にて修士を取得。その後にE大学院の言語聴覚障害コース(2年)において厚生労働大臣の指定する科目を履修。

(参考1) 言語聴覚士法

法第33条第4号関係

学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)又は旧大学令に基づく大学において厚生労働大臣の指定する科目¹⁾を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者²⁾

1) 言語聴覚士法第33条第4号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目

言語聴覚士法(平成9年法律第132号)第33条第4号の規定に基づき、厚生労働大臣の指定する科目を次のとおり定める。

- | | | | |
|---|---------------------------------|-----------------------|-------|
| 1 基礎医学(医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む。) | | | |
| 2 臨床医学(内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む。) | | | |
| 3 臨床歯科医学(口腔外科学を含む。) | 4 音声・言語・聴覚医学(神経系の構造、機能及び病態を含む。) | | |
| 5 臨床心理学 | 6 生涯発達心理学 | 7 学習・認知心理学(心理測定法を含む。) | 8 言語学 |
| 9 音声学 | 10 言語発達学 | 11 音響学(聴覚心理学を含む。) | |
| 12 社会福祉・教育(社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む。) | | | |
| 13 言語聴覚障害学総論(言語聴覚障害診断学を含む。) | 14 失語・高次脳機能障害学 | | |
| 15 言語発達障害学(脳性麻痺及び学習障害を含む。) | | | |
| 16 発声発語・嚥下障害学(音声障害、構音障害及び吃音を含む。) | | | |
| 17 聴覚障害学(小児聴覚障害、成人聴覚障害、聴力検査並びに補聴器及び人工内耳を含む。) | 18 臨床実習 | | |

2) 言語聴覚士法施行規則第16条(厚生労働省令で定める者)

法第33条第4号の厚生労働省令で定める者は、職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校の長期課程(旧職業訓練法(昭和33年法律第133号)による中央職業訓練所又は職業訓練大学校の長期指導員訓練課程、職業訓練法の一部を改正する法律(昭和60年法律第56号)による改正前の職業訓練法(昭和44年法律第64号)による職業訓練大学校の長期指導員訓練課程、旧職業能力開発促進法による職業訓練大学校の長期課程及び九年改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校の長期課程を含む。)において法第33条第4号の規定に基づき厚生労働大臣の指定した科目を修めて修了した者とする。

大学院について

大学院設置基準

(教育研究上の目的)

第1条の2 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。

(教育課程の編成方針)

第11条 大学院は、当該大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(授業及び研究指導)

第12条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第14条の2 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

大学院 修士課程・博士課程の入学資格について

学校教育法

第102条 大学院に入学することのできる者は、第83条の大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。ただし、研究科の教育研究上必要がある場合においては、当該研究科に係る入学資格を、修士の学位若しくは第104条第3項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者としてすることができる。

学校教育法施行規則

第155条 学校教育法第91条第2項又は第102条第1項本文の規定により、大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第7号及び第8号については、大学院への入学に係るものに限る。

1 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

5 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

8 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、24歳）に達したもの

(参考3) 関係法令

学校教育法

<大学の目的>

第83条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

第87条 大学の修業年限は、4年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、4年を超えるものとすることができる。

② 医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、6年とする。

<大学院の目的>

第99条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

<独立行政法人大学改革支援・学位授与機構>

第104条 大学（専門職大学及び第108条第2項の大学（以下この条において「短期大学」という。）を除く。以下この項及び第7項において同じ。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し、学士の学位を授与するものとする。

⑦ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。

1 短期大学（専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校を卒業した者（専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者 学士

2 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者 学士、修士又は博士

<短期大学の目的>

第108条 大学は、第83条第1項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。

② 前項に規定する目的をその目的とする大学は、第87条第1項の規定にかかわらず、その修業年限を2年又は3年とする。

③ 前項の大学は、短期大学と称する。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の学位（学士）審査について

学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規則

（学士の学位授与の審査）

第6条 前条の規定により審査の付託があったときは、学位審査会は、申請者に係る修得単位及び学修成果についての審査並びに試験を行わせるべき専門委員会を指定し、当該専門委員会に審査及び試験を付託する。

2 前項の試験は、小論文又は面接により行う。

3 専門委員会は、第1項の審査及び試験が終了したときは、その結果を学位審査会に文書により報告する。

4 学位審査会は、前項の報告に基づいて学士の学位授与の可否について審査し、その結果を機構長に文書により報告する。

（学士の学位の授与）

第7条 機構長は、前条第4項の学位審査会の報告に基づき、学士の学位授与の申請があったときから6月以内に、学士の学位を授与すべき者には別記様式により学位記を授与し、学士の学位を授与しない者にはその旨を通知するものとする。

大学院における国家試験受験資格の取得について

法制定時の考え方に照らし合わせて、およそ3,000時間の養成時間の中で、言語聴覚士の国家試験受験資格の取得までに求められる要素は、下記3つと考えられる。

- 1) 豊かな人間性、創造性、社会の形成者として必要な資質等を養うための修業期間（1年以上）
- 2) 教養に関する知識等とその養成に要する期間としての基礎科目の履修（12単位）
- 3) 言語聴覚士に求められる知識等とその養成に要する期間としての専門基礎分野及び専門分野の科目の履修（73単位）

言語聴覚士法 第33条第4号

大学において、告示227号で定める以下の科目を修めて卒業した者 ※法第33条第1号の専門基礎分野及び専門分野の教育内容に相当する科目

- 〔基礎医学、臨床医学、臨床歯科医学、音声・言語・聴覚医学、臨床心理学、生涯発達心理学、学習・認知心理学、言語学、音声学、言語発達学、音響学、社会福祉・教育、言語聴覚障害学総論、失語・高次脳機能障害学、言語発達障害学、発声発語・嚥下障害学、聴覚障害学、臨床実習〕

言語聴覚士法 第33条第1号

指定施設において、3年以上言語聴覚士として必要な知識・技能を修得したもの

言語聴覚士法 第33条第3号

大学、高専、施行規則第15条で定める学校、文教研修施設、養成所において1年（高専は4年）以上修業し、かつ、告示226号で定める科目を修めた者

<告示226号で定める科目>

1. 人文科学のうち2科目
2. 社会科学のうち2科目
3. 自然科学のうち2科目
4. 外国語
5. 保健体育
6. 以下の科目のうち4科目

- 〔基礎医学、臨床医学、臨床歯科医学、音声・言語・聴覚医学、臨床心理学、生涯発達心理学、学習・認知心理学、言語学、音声学、言語発達学、音響学、社会福祉・教育〕

言語聴覚士法 第33条第5号

・大学を卒業した者 又は、施行規則第17条で定める者及び準ずる者

指定施設にて、2年以上言語聴覚士として必要な知識・技能を修得したもの
※法第33条第1号の専門基礎分野及び専門分野の教育内容

言語聴覚士国家試験

○言語聴覚士として必要な知識・技能：言語聴覚士学校養成所指定規則 別表第1（法第33条第1号）

教育内容	基礎分野					専門基礎分野										専門分野					選択必修分野	合計		
	人文科学2科目	社会科学2科目	自然科学2科目	外国語	保健体育	基礎医学	臨床医学	臨床歯科医学	音声・言語・聴覚医学	心理学	言語学	音声学	音響学	言語発達学	社会福祉・教育	言語聴覚障害学総論	失語・高次脳機能障害学	言語発達障害学	発声発語・嚥下障害学	聴覚障害学			臨床実習	
単位数	2	2	2	4	2	3	6	1	3	7	2	2	2	1	2	4	6	6	9	7	12	8	93	
備考	1科目は統計学とする					医学総論、解剖生理学及び病理学を含む	形成外科学を含む	口腔外科学を含む	神経系の構造、機能及び病態を含む	心理測定法を含む			聴覚心理学を含む	関係法規を含む	社会保険制度、リハビリテーションの概論及びハビテーション			脳性麻痺及び学習障害を含む	吃音を含む	聴力検査並びに補聴器	2以上は病院又は診療所において行うこと	実習時間の3分の2以上は病院又は診療所において行うこと	講義又は実習を行うこと	専門基礎分野又は専門分野を中心として

○言語聴覚士養成の指定施設基準：言語聴覚士学校養成所指定規則第4条第1項（法第33条第1号）

・修業年限、教育内容、専任教員・事務職員の数、専任教員の業務経験、1学級の定員数、専用の普通教室・実習室・図書室の設置、教育上必要な機械器具、模型及び図書、臨床実習を行うのに適当な実習用設備を有する病院、診療所その他の施設を実習施設として利用し得ること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること等。

想定される具体的なケースとその考え方

大学院を含めて言語聴覚士として必要な知識・技能を修得する場合、教育の水準が他の要件と整合性が取れ、かつ教育の質が下がらないことを前提とした受験資格にする必要がある。事例及び前ページに基づき、今後想定される具体的なケースとその考え方を以下のように整理して明文化してはどうか。

(現行) 法第33条第4号

大学(言語聴覚士として必要な知識・技能に相当する科目を履修)



言語聴覚士
国家試験

想定される具体的なケース

1)

大学

+

大学院(2年)



2)

学位授与機構による
学位(学士)取得

+

大学院(2年)



3)

学校教育法に基づく大学等にて1年
以上修業し、かつ厚生労働大臣指定
科目取得(法第33条第3号と同内容)

→

大学院(2年)



具体的な整理 (事務局提案)

以下の3ケースについて、それぞれの要件を満たす場合には、言語聴覚士国家試験を受験することを可能としてはどうか。

1) 大学の卒業に加え、大学院を含めて言語聴覚士として必要な知識・技能を修得をするケース

大学院において2年以上専門基礎分野及び専門分野に相当する教育内容(※)を求めることとする。

※法第33条第4号に規定されている厚生労働大臣の指定する科目の履修に関して、単位数等の具体的な基準を明確化することで同法第1号と整合性が取れた教育水準とする見込みであり、同基準を大学院の教育内容においても適用する。(以下の2)及び3)にも適用)

2) 大学を卒業していないが、学位授与機構により学位(学士)を取得していることに加え、大学院を含めて言語聴覚士として必要な知識・技能を修得をするケース

学校教育法において、「学位授与機構による学位(学士)取得」は、「大学の卒業」をした者に対して行われることとされている。これを踏まえ、「大学の卒業」に準ずるものとして、学位授与機構による学位(学士)の取得を求めることとする。加えて、大学院については、1)と同様の扱いとする。

なお、豊かな人間性、創造性、社会の形成者として必要な資質等が養われているかは、「学位授与機構による学位(学士)取得」では、学位(学士)審査の通過をもって証明とする。

3) 大学の卒業又は学位(学士)取得はなく、大学院を含めて言語聴覚士として必要な知識・技能を修得をするケース

法第33条第3号と同様に、短期大学を含む大学、高専、施行規則第15条で定める学校、文教研修施設、養成所において1年(高専は4年)以上修業し、かつ、厚生労働大臣が告示で指定する科目を修めた者であることを求めることとする。加えて、大学院については、1)と同様の扱いとする。